

## 保育士・保育教諭の子どもの保育優先利用について

## 1. 保育士・保育教諭の子どもの保育優先利用について

## (1) 趣 旨

保育士・保育教諭の不足が全国的な問題とされ、本市においても、保育士の有効求人倍率が高まってきており、その確保がますます厳しくなっている。

※本市における保育士の有効求人倍率

平成 26 年 1 月 1.19 倍／平成 27 年 1 月 1.51 倍／平成 28 年 1 月 1.84 倍

また、平成 28 年 4 月、本市の待機児童は 59 名（昨年度より 46 名増加）となり、今後、ますます受け皿確保の必要性が高まっていることから、担い手となる保育士・保育教諭の確保に向けた対策を推進していく必要がある。

さらに、平成 28 年 3 月に、国は、待機児童解消に取り組む自治体に向けて、保育士の子どもが保育所等を優先利用できるよう取り組むことを依頼してきている。

このため、現在、本市では、保育の利用調整において、保育士・保育教諭の子どもの保育利用に関する優先規定を設けていないが、保育士・保育教諭の確保が喫緊の課題であることをふまえるとともに、市内認定こども園・保育所・地域型保育事業所における保育人材の確保が、市内の子どもの保育利用の増となるなどの全体へのメリットにつながるという観点をふまえ、保育士・保育教諭の子どもの保育の優先利用について導入していきたいと考えている。

## (2) 優先利用の方法

① 市内の認定こども園・保育所・地域型保育事業所に新たに保育士・保育教諭として就職するにあたって、子どもの保育を希望する場合に利用調整で優先する。

② 市内の認定こども園等に勤務している育児休業中の保育士・保育教諭が、育児休業から復職するにあたって、子どもの保育を希望する場合に利用調整で優先する。

いずれの場合も、市内の認定こども園等の保育人材確保対策に寄与するとともに、市内の他の保育利用希望者の利用増につながるような全体へのメリットがあること。

## (3) スケジュール

7 月 「保育所等利用調整基準」の改正案の作成

8 月 市民意見募集及び意見をふまえた利用調整基準の改正

9 月 市民に対し、保育利用の案内の際に周知

※平成 28 年度中の実施を検討・調整の予定

## (参考) 国の通知等

<p>平成 26 年 9 月 10 日</p> <p>「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」</p>	<p>「優先利用」の対象となる事項の例示において、「◎その他市町村が定める事由」の1つに「市町村の判断により、人材確保、育成や就業継続による全体へのメリット等の観点から、保育士、幼稚園教諭、保育教諭の子どもの利用に当たって配慮することも考えられる。」と例示。</p>
<p>平成 28 年 2 月 15 日</p> <p>「保育士等の子どもを対象とする保育所等の優先利用等について」</p>	<p>「待機児童解消に向けて保育の受け皿拡大を大幅に進めており、全国的に有効求人倍率が高まる中、保育の担い手の確保が喫緊の課題となっていることを踏まえ、保育士等の子どもを優先利用の対象とする」</p>
<p>平成 28 年 3 月 28 日</p> <p>「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」</p>	<p>人材確保のため「未就学児をもつ保育士の子どもの優先入園を推進する」と公表のうえ、取り組み依頼。</p>

## (参考) 他都市の状況 (平成 28 年 5 月 9 日現在) 優先規定を設けている都市は 12 市

調整点数を加点	8 市	千葉、相模原、新潟、浜松、岡山、北九州、福岡、熊本
同点時に優先	4 市	札幌、静岡、京都、広島
検討中	5 市	仙台、さいたま、横浜、川崎、堺
実施予定なし	2 市	大阪、名古屋